

76-888

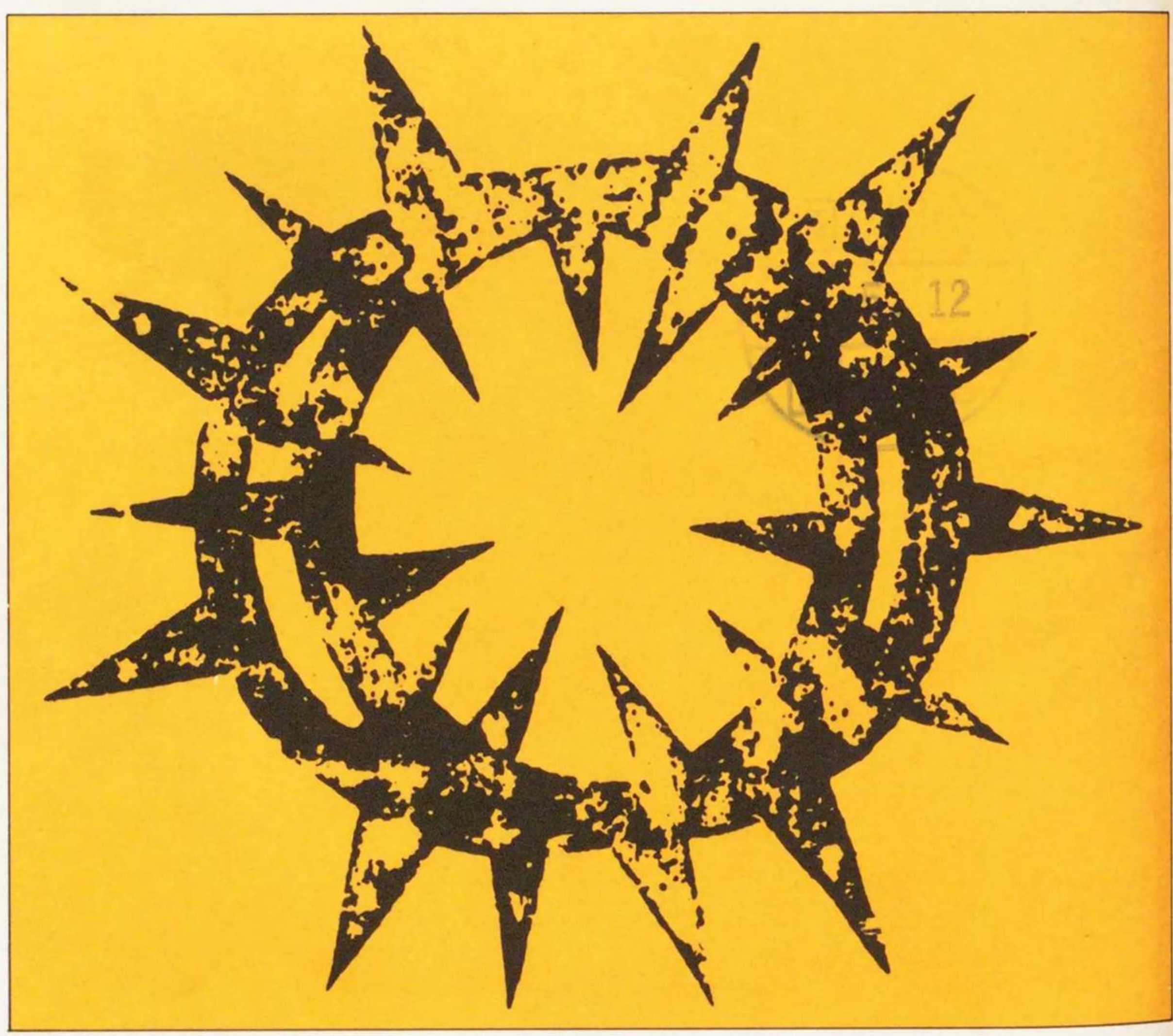
ISSN 0289-1387

部落解放研究所紀要

部落解放研究

1986・4

特集：「部落解放基本法」制定と人権擁護・行政の課題



第49号

編集/発行 社団法人 部落解放研究所



と、もう一つは、部落問題の取り組みが
あって女性差別の問題を理解し易い土壌を作
っているのではないかということである。

以上が啓発・運動部門の会議の状況であ

(文責・加藤 敏明)

る。来年は、他の部会からの報告を目ざし
て一年間研究活動を強化してゆきたいと考
えている。

人権・行政部門

参加者三二名。討議は、①福岡市の大蔵
住宅差別事件に対する損害賠償請求ならび
に差別ビラの印刷・配付の差し止め仮処分
請求裁判及び新潟県神林村の同和事業の不
執行に対する裁判についての中山武敏・弁
護士の報告、②同和行政の民主的行政にお
ける位置づけに関する友永健三・研究所事
務局長の報告、③各部会の活動報告と方
針、の三点にわたって進められた。

大蔵住宅差別事件とは、福岡市郊外にあ
る(株)大蔵住宅の立売り住宅を購入した中村
章が、そこが同和地区であることをしり、
大蔵住宅さらには関係行政へ抗議したが受
入れられなかった事に対し「ショックを受

けた」この事実を知っていたら私は絶対に
買わなかった」当然、相手方にこの事を告
知するか、又、別の配慮をすべき」であり大
蔵住宅がそれをしなかったと非難し「ボロ
儲けのカラクリ」とし、さらに「私には日
本人社会にあってこの被差別部落に住みつ
く勇氣はまだない」といった内容の差別ビ
ラを福岡市内で配付した事件である。

このビラは一九八三年六月～一九八五年
一〇月の二年余の間に四九回にわたり配付
され、回収されただけで七七一枚で推定
五万枚以上が配付されたと思われる。しか
も、福岡市や東京都、法務局など関係行政
によるたび重なる説得を無視して行なわれ

たもので、現行法・制度の悪質な差別に対
する無力さをも明らかにする事件であつ
た。

これに対し、地元部落解放同盟員より
一九八五年二月二六日、福岡地裁へ訴訟
がなされた。

しかし、この裁判では、①損害賠償請求の
場合、具体的な被害が特定されなければな
らないが、差別ビラの中では特定の部落の
地名や人名は出されておらず、請求する法
的利益を原告がもつかどうか、②差別ビラ
の印刷、配付の差し止め仮処分請求は、憲
法に保障された「表現の自由」との関係で
どう判断されるか、が大きな争点であり、
部落差別の現実を含めて司法の判断が注目
されること、さらには、部落解放運動にと
っても、司法に対するはじめての問題提起
と闘いであり大きな意義をもつ訴訟である
ことが訴えられた。

新潟県神林村への訴訟は、一〇八世帯の
部落である湯ノ沢地区に部落解放同盟の支
部ができ、一九八三年に同和事業の要求を
行なったが、神林村では一九六七年まで地
区指定をしていたのに、一九六九年の特措

法以降、地区指定をとり下げており、その
事を理由に要求された同和事業も実施しな
い姿勢を示した。これに対し、訴訟がなさ
れたものである。しかし、他方、村議会では
「地区指定は差別地区指定である」とい
う請願が採択されるなど「ねた子を起こ
すな」の考えが根強く、関係者の支援が中
山武敏・弁護士より訴えられた。

続いて、友永健三・研究所事務局長より
問題提起がなされた。現在、国民融合論の
立場より同和行政論として、「同和行政は
①一般平均との格差を是正することであ
り、②一般行政の補完行政であり、過渡的
行政であること、③事業の遅れている所を
除いて、基本的に同和行政の使命は完了さ
れつつあり、④いつまでも同和行政に依存
するのではなく、部落住民の「自立と融
合が大きな課題となっている」といった考
え方がしきりにいわれているが、これは①
行革Ⅱ福祉打ち切り、行政サービスの低下に
手を貸すものであること、②考え方として
は、新しい融和行政(主義)であり、明確
に批判しなければならぬが、同時に③我
々としても、行革の中で民主行政水準が後

退させられ、同和行政にも影響が現われて
きている今日、改めて民主行政の原則を明
らかにすると共に同和行政がそれをどう具
体化してきているのか、そして同和行政が
民主行政の中でどのような位置を占めてい
るのか、を明らかにしていく必要が訴えら
れた。

その際の視点として、①同和対策の歴史
性をふまえること、一般施策の欠陥から特
別措置の必要性が生じたこと、オール・ロ
マンス事件に象徴される差別行政、部落
の低位性等、②格差是正論の内容につい
て、一般平均自体具体的にどういうものな
のかという点、大阪府同対審答申のように
部落の経済の脆弱性をふまえて「可能な限
り高水準」の施策を行ないそれを「普遍化」
させていくという考え方等もふまえるこ
と、③同和行政も一般行政も共にめざすべ
き行政水準の内容・根拠を明らかにしてい
く必要性があり、憲法や同対審答申の指摘
する国際的水準が大きな手がかりではない
か、④「同和行政へ依存している」という
考え方は、社会保障に依存して勤労意欲が
後退し活力がなくなっているという「英国

病」「スウェーデン病」の批判のもと社会
保障を削減し、社会保障の国家責任という
基本原理を後退させてきた臨調・行革の考
え方と同一であり、単に同和行政の問題に
とどまらない大きな問題を含んでいるこ
と、の四点が指摘された。

最後に、各部会の事務局より昨年一年間
の活動状況と今年の活動方針について報告
がなされた。

若干の論議が各報告について行なわれた
が、人権・行政部門として今年一年「部落
解放基本法制定にむけて」と「同和行政の
民主行政における位置を明らかにすること」
の二点を重点として研究・学習を強め
ていくことが確認された。

(文責・中村 清二)

◎

◎

BURAKU KAIHO KENKYU

THE BULLETIN OF BURAKU LIBERATION

No.49

April 1986

Special Issue : Tasks on Protection of Human Rights- Administration and the Enactment of
the Fundamental Law for the Liberation of Buraku

1. Studies on opposition theories against the Fundamental Law for the Liberation of Buraku
..... Masayuki Oga (1)
2. Conscious to human rights and the Fundamental Law on Buraku Liberation
..... Ken Motoki (15)
3. Concerning the judgement on the case of Ohkura Housing Corp., Fukuoka
..... Taketoshi Nakayama (24)
4. Laws in foreign countries to eliminate discrimination and Japan
..... Kenzo Tomonaga (34)
5. Human Rights Law and Human Rights Committee of the Union of Canada
..... Masahiro Kuwabara (57)

Trends and Research Abroad

- Human Rights and Peace Emmanuel Palmer (76)
- Current Status of Japanese Americans Russell Endo (84)

Article

- Decade since the decision of Shiratori and its lesson Tetsuo Takezawa (96)
- Centering on handling historical materials and documents
— Against the criticism made by Eiju Narusawa — Toshio Watanabe (106)
- Catalogue of Books Concerning the Research of Buraku Liberation
..... Editorial Staff (117)

Notice from Buraku Liberation Research Institute

- Report of the 8th Researchers' Conference (Summary)
- Corrections with apologies on materials of the 23rd General Assembly of the Buraku
Liberation Research Institute

Edited and Published by

Buraku Liberation Research Institute

Buraku-kaiho kenkyusho

Osaka, Japan

0036—860429

定価 1,000円